

平成 23 年度第 1 回恵那市行財政改革審議会次第

日 時：平成 23 年 7 月 27 日(水)
午後 1 時 30 分から
場 所：市役所 会議棟大会議室

- 1 委嘱書の交付
- 2 自己紹介
- 3 市長あいさつ
- 4 会議の公開、会議録の公表について（確認）
- 5 議事
 - (1) 行財政改革審議会の目的等について
 - (2) 第 2 次行財政改革大綱・行動計画について
 - (3) 正副会長の選任について
会長：
副会長：
 - (4) 行財政改革行動計画の達成状況について
資料：「恵那市の経営」
 - (5) 意見交換
- 6 報告事項
 - (1) 病院等の在り方検討委員会の報告書について
- 7 市長あいさつ
- 8 その他

○恵那市行財政改革審議会条例

平成17年 1月25日 条例第12号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行財政の実現に資するため、恵那市行財政改革審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、行財政の実態に検討を加え、行財政運営の改善に関する基本的事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、市長に建議をし、又は市長の諮問に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市の区域内の公共的団体の代表者その他住民のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、公共的団体の代表者として任命された者の任期は、2年以内で当該公共的団体の代表者の任期による。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員任命後最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成23年度恵那市行財政改革審議会委員名簿

任期：平成23年7月27日～平成25年3月31日（2年間）

	氏名	性別	選出団体または現就任先団体名等
1	板頭 拓志	男	(社)恵那青年会議所
2	市川 美彦	男	地域自治区地域協議会連絡会議
3	海野 大吉	男	(元)明光化成工業株式会社
4	大島 隆	男	恵那市社会教育委員
5	神尾 寛和	男	恵那市自治連合会《恵那市自治連合会会長》
6	河原 千明	男	恵那市恵南商工会
7	千藤 茂行	男	市民エコ会議
8	田中 義人	男	東海神栄電子工業株式会社
9	柘植 麻美	女	税理士
10	坪井 弥栄子	女	「男女の輪」ネットワーク
11	永治 綱喜	男	リコーエレメックス株式会社
12	藤井 雅子	女	恵南商工会女性部
13	牧野 香	女	恵那市まちづくり市民協会
14	三宅 利男	男	恵那市まちづくり市民協会
15	山本 好作	男	恵那商工会議所
	西村 貢	男	岐阜大学地域科学部教授《オブザーバー》

※あいうえお順に表記